

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月5日	令和6年3月18日	24区役所における、情報漏洩事務処理誤りを無くす為の必要な人員確保を24区長や副区長は行わないのかわかるもの 総務局と話し合いはされているが効果が出ていない為 (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	総務課
令和6年3月7日	令和6年3月19日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になる(国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等)が同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	窓口サービス課(保険年金担当)
令和6年3月7日	令和6年3月19日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う意味、内容になるが同じ意味であるとしているが詳細がわかるもの (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和6年3月9日	令和6年3月25日	平成28年7月22日に淀川区役所総務課人事担当職員に手渡した広聴職員についてのご意見の回答文書 (広聴マニュアルどおり、14日以内に回答したことが証明できる回答文書) 大淀政第37号 令和2年8月14日開示決定通知書よりご意見は存在している。	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和6年3月12日	令和6年3月25日	2024年2月27日 受付番号23-04199の 市民の声の 回答 (大阪市人事異動担当への質問の回答)	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和6年3月13日	令和6年3月25日	大阪市への寄付金(物品含む。)(納税義務を追わない、ふるさと納税以外)の年度別推移がわかるもの(各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。) (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	総務課
令和6年3月13日	令和6年3月25日	大阪市への寄付金(物品含む。)(還付や控除、返礼品を求めないふるさと納税以外)の年度別推移がわかるもの(各所属ごと。最低過去7年間分の年度別金額の増減がわかるもの。) (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月16日	令和6年4月23日	2月25日市民の声 受付番号23-4129の回答文書	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和6年3月20日	令和6年4月2日	毎年区役所等、市の施設で国の時期に見かける「小学生の税に関する書道展」がどの区役所でも行われていないが、納税協会等から展示の依頼がない時に、なぜないのかの確認をしない理由がわかるもの（淀川区役所所管分）	不存在	号	淀川区役所	総務課
令和6年3月21日	令和6年4月2日	大阪市職員達は情報公開制度において、根拠、理由をどう理解しているのかわかるもの。 いつも間違えた考えをそのまま、根拠、理由としている 担当部署が法令や制度、専門的知識を使い解説しないから回答してきたものをどの法令で定められているのか国保の被保険者の定義や除外要件を法律とは違う意味にする事等について市民の声や情報公開で求めても無しや不存在としか回答してきたのでは そもそもの市民の声や情報公開制度を平野区、23区役所、福祉局等は間違えているのでは？ 日本人として、社会人として、人として市民に回答しないのは市民を人として扱わない差別しているからでは？ (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	総務課
令和6年3月22日	令和6年4月2日	IRを誘致するなら、行政の事務処理誤りを無くしないと日常的に多く、他の自治体と比べても多く対策をしても効果すらないのは、今からカジノで遊ぶ金を組織的につくっているのでは？ 違うのであれば、決裁者の基準が不適切過ぎるので改めるべきである お金の事務処理誤りを無くせない理由がわかるもの (24区役所の福祉局及びこども青少年局所管業務において) (淀川区役所所管分)	不存在	号	淀川区役所	総務課
令和6年3月25日	令和6年4月2日	到達番号：1-44-1-3-3-0-20240313175033の回答。 淀川区役所窓口サービス課に問い合わせた。	不存在	号	淀川区役所	政策企画課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年3月27日	令和6年4月9日	3月20日 市民の声23-04820の回答	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和6年3月28日	令和6年4月11日	市民の声の主旨と回答がまったく合わない、福祉局、市民局、24区役所職員の原因は法律の知識不足であるにも法律の勉強をさせて市民の声を回答させない理由（淀川区役所所管分）	不存在	号	淀川区役所	政策企画課